

表Ⅲ-3-6 同和問題が現在も残っているという印象 1 と 結婚についての差別予測

		q10結婚				
		合計	現在も差別は残っており、近い将来もなくすることが難しい	現在も差別は残っているが、近い将来なくすことができる	わからない	現在すでに差別はなくなっている
q9.1.10自分の身近な人が話している内容は、同和問題が現在も残っているとの印象を受ける	そう思う	161	47.8%	28.0%	21.7%	2.5%
	わからない	310	13.9%	17.4%	63.5%	5.2%
	そうは思わない	208	17.3%	30.8%	35.6%	16.3%
	合計	679	23.0%	24.0%	45.1%	8.0%

$\chi^2=142.587$ df=6 $p<.001$ ***

表Ⅲ-3-7 同和問題が現在も残っているという印象 2 と 結婚についての差別予測

		q10結婚				
		合計	現在も差別は残っており、近い将来もなくすることが難しい	現在も差別は残っているが、近い将来なくすことができる	わからない	現在すでに差別はなくなっている
q9.1.11同和地区に住む友人や知人との交流を通じて、同和問題が現在も残っているとの印象を受ける	そう思う	102	52.9%	24.5%	17.6%	4.9%
	わからない	451	18.6%	22.0%	55.2%	4.2%
	そうは思わない	124	13.7%	32.3%	29.8%	24.2%
	合計	677	22.9%	24.2%	44.9%	8.0%

$\chi^2=136.564$ df=6 $p<.001$ ***

<知見Ⅲ-20> 同和問題が現在も残っているとの印象を受けている人ほど、近い将来、結婚等の差別をなくすことが難しいと予測する傾向にある。

同和問題学習の理解度が高い人びとにおいて、同和問題は現在も残っているという印象を受けている比率が高く、そして、同和問題は現在も残っているという印象を受けている人びとにおいて、近い将来、結婚等の部落差別をなくすことは難しいと予測する傾向にあることが見えてきました。

3.4 部落差別の社会化と同和問題学習との関連

先に、部落差別の社会化について言及し、部落差別の社会化によって懸念意識、忌避意識を身につけるのではないかと指摘しました。

それでは、部落差別の社会化を経験した後に、同和問題学習を受けて理解が深まった場合、各種の人権意識、懸念意識、および忌避意識はどのように変化するのでしょうか。

まず、表Ⅲ-3-8は、部落差別の社会化を経験した人びとにおける同和問題学習の影響を検討するために、同和問題学習の理解回数が0回の人びとを対象に、部落差別の社会化によって人権意識、懸念意識、および、忌避意識、差別されるおそれ意識、結婚等についての差別予測などへの影響について検討したものです。なお、対象者が極めて少ない項目、および、「その他」については、分析から省いています。

表Ⅲ-3-8によると、部落差別の社会化と差別解消・行政期待意識、差別解消・理解意識、被差別責任否定意識、寝た子を起すな否定意識とは関連があるとは言えません。また、懸念意識についても統計的に有意な関連はみられません。ただ、忌避意識については、部落差別の社会化との間に関連が認められます。差別されるおそれ意識、結婚等についての差別予測とも関連があるとは言えません。

表Ⅲ-3-8 部落差別の社会化の経験と、人権意識、懸念意識、忌避意識との関連

q7部落差別の社会化	度数	差別解消・行政期待意識	差別解消・理解意識	差別非許容意識	被差別責任否定意識	寝た子を起すな否定意識	q5.8同和地区出身者かどうか	q6.1同和地区の地域内である	q6.2小学校区が同和地区と同じ区域になる	q9.1.1差別されるおそれ意識	q10結婚について差別予測
全体	222	3.6	3.7	4.1	3.2	3.8	1.9	2.8	3.0	2.1	2.6
家族や親せきの話で知った	60	3.8	3.7	4.1	3.1	3.9	1.8	2.1	2.5	1.9	2.4
地域の人の話で知った	25	3.4	3.6	4.0	3.0	3.7	1.8	2.8	2.8	2.2	2.6
学校の同級生などの話で知った	16	3.4	3.3	4.1	2.9	3.7	1.9	2.4	2.7	2.4	2.4
職場の人の話で知った	10	3.5	3.6	3.8	3.6	3.8	1.9	3.0	3.2	2.3	2.9
テレビ・映画・新聞・雑誌・書籍などで知った	30	3.7	3.6	4.1	3.0	3.5	1.8	2.9	3.1	2.2	2.6
覚えていない	34	3.6	3.5	3.9	3.3	3.8	1.9	2.7	3.0	2.1	2.7
部落差別をしたり、部落差別の意識を助長するような言葉や考えを見聞きしたことはない	19	3.3	3.5	3.7	3.0	3.8	1.9	3.5	3.7	2.3	2.9
同和問題知らない	28	3.7	4.0	4.5	3.6	3.9	2.0	3.5	3.5		
統計的検定		p=.632-	p=.322-	p=.100-	p=.354-	p=.866-	p=.304-	p<.001***	p=.001**	p=.080-	p=.569-

＜知見Ⅲ-21＞ 部落差別の社会化と差別解消・行政期待意識、差別解消・理解意識、差別非許容意識、被差別責任否定意識、寝た子を起こすな否定意識、結婚等についての差別予測とは関連があるとは言えない。

＜知見Ⅲ-22＞ 部落差別の社会化と懸念意識との間に関連があるとは言えない。

＜知見Ⅲ-23＞ 部落差別の社会化と忌避意識との間に関連が認められる。

表Ⅲ-3-9は、部落差別の社会化を経験して、同和問題学習で理解が深まった場合の、人権意識、懸念意識、忌避意識、そして、差別のおそれ意識、結婚等についての差別予測も合わせて、数値化したものです。

なお、表Ⅲ-3-9では、同和問題の理解度については、4回以上の該当者数が少ないことからまとめています。

表Ⅲ-3-9の一番上の行には、「同和問題について知らない」という人びとの、人権意識、懸念意識、忌避意識の平均値を示しています。その下には、「部落差別をしたり、部落差別の意識を助長するような言葉や考えを見聞きしたことはない」という、部落差別の社会化を経験していない人びとの平均値を示しています。

表Ⅲ-3-9において、**太字**の箇所は、「同和問題について知らない」場合の平均値、および、「部落差別の社会化を経験していない」場合の平均値よりも、平均値が低いところです。

表Ⅲ-3-9において、「家族や親せきの話で知った」という部落差別の社会化の経験をした人びとにおいて、同和問題学習の理解度が上がるほど、忌避意識の平均値が高くなり、忌避意識が弱くなっていることがわかります。とはいえ、部落差別の社会化を経験していない人びとの忌避意識の平均値まで高くなっておらず、忌避意識が十分には弱くなっていません。また、「地域の人のお話で知った」という部落の社会化を経験した人びとにおいて、同和問題学習の理解度が上がるほど、忌避意識の平均値が高くなり、忌避意識が弱くなっていることがわかります。しかし、部落差別の社会化を経験していない人びとの忌避意識の平均値まで高くなっておらず、忌避意識が十分に弱くなっているわけではありません。

また、表Ⅲ-3-9によると、部落差別の社会化を経験した人びとにおいて、同和問題学習の理解度が高くなっても、人権意識、懸念意識、忌避意識、差別されるおそれ意識、結婚についての差別予測の変化は限定的であると解釈されます。

そして、部落差別の社会化を経験した人びとは、同和問題学習の理解度の高い人びとにおいても、懸念意識、忌避意識、差別されるおそれ意識、結婚についての差別予測については、総じて、同和問題を知らない人びと、部落差別の社会化を経験していない人びとよりも平均値が低いのです。

部落差別の社会化を経験した人びとにおいて、同和問題学習によって理解度が高くなっても、懸念意識、忌避意識を十分に弱くするだけの効果をもたらしているとは言えないと解釈されます。それほど、部落差別の社会化の影響が大きいものと解されます。

表Ⅲ-3-9 部落差別の社会化別、同和問題学習理解度と人権意識、懸念意識、忌避意識

q7同和問題をはじめて知った +A3:M33きっかけ		「理解が深まったか否か」	差別解消・行政期待意識	差別解消・理解意識	差別非許容意識	被差別責任否定意識	寝た子を起こすな否定意識	q5.8同和地区出身者かどうか	q6.1同和地区の地域内である	q6.2小学校区が同和地区と同じ区域になる	q9.1.1差別されるおそれ意識	q10結婚についての差別予測
同和問題知らない	28		3.7	4.0	4.5	3.6	3.9	2.0	3.5	3.5		
部落差別をしたり、部落差別の意識を助長するような言葉や考えを見聞きしたことはない	19	0回	3.3	3.5	3.7	3.0	3.8	1.9	3.5	3.7	2.3	2.9
	3	1回	4.9	4.6	5.0	3.7	4.0	2.0	4.0	4.0	2.3	3.0
	3	2回	3.7	4.2	4.3	4.5	4.0	2.0	3.7	3.7	2.3	3.3
	1	3回	4.3	4.3	3.0	5.0	5.0	2.0	2.0	2.0	2.0	3.0
	26	合計	3.6	3.8	3.9	3.3	3.9	2.0	3.5	3.7	2.3	3.0
			p=.132-	p=.269-	p=.191-	p=.048*	p=.860-	p=.950-	p=.527-	p=.494-	p=.960-	p=.786-
家族や親せきの話で知った	60	0回	3.8	3.7	4.1	3.1	3.9	1.8	2.1	2.5	1.9	2.4
	21	1回	3.3	4.0	4.3	3.2	4.1	1.7	2.1	2.8	2.1	2.2
	17	2回	4.0	4.2	4.2	3.8	4.3	1.7	2.3	2.7	1.9	1.9
	13	3回	4.0	3.7	4.2	3.5	4.3	1.7	2.2	2.3	1.7	2.1
	14	4回以上	3.9	4.1	4.5	3.8	4.8	1.9	3.3	3.4	2.4	2.0
	125	合計	3.8	3.9	4.2	3.3	4.1	1.8	2.3	2.7	2.0	2.2
			p=.130-	p=.181-	p=.413-	p=.167-	p=.072-	p=.701-	p=.020*	p=.173-	p=.321-	p=.140-
地域の人の話で知った	25	0回	3.4	3.6	4.0	3.0	3.7	1.8	2.8	2.8	2.2	2.6
	4	1回	3.8	4.2	4.8	3.4	5.0	2.0	4.0	4.5	3.0	2.8
	6	2回	3.9	3.8	4.5	3.9	3.5	1.8	2.0	3.2	2.2	1.8
	3	3回	3.7	3.7	4.7	4.0	3.3	1.3	2.3	3.0	1.7	2.3
	4	4回以上	4.0	4.1	3.8	3.5	4.5	2.0	4.3	4.3	2.0	2.0
	42	合計	3.6	3.8	4.1	3.3	3.8	1.8	2.9	3.2	2.2	2.5
			p=.681-	p=.632-	p=.418-	p=.443-	p=.228-	p=.140-	p=.002*	p=.036*	p=.324-	p=.332-
学校の同級生などの話で知った	16	0回	3.4	3.3	4.1	2.9	3.7	1.9	2.4	2.7	2.4	2.4
	11	1回	3.5	3.8	4.2	3.5	4.1	1.8	2.6	2.7	2.2	2.8
	12	2回	3.7	4.2	4.0	3.6	3.3	1.8	2.8	2.9	2.2	2.4
	5	3回	3.8	4.4	4.5	3.4	4.2	2.0	2.8	2.4	2.6	1.6
	9	4回以上	3.7	4.4	4.2	3.6	4.4	1.7	2.8	3.3	2.1	2.1
	53	合計	3.6	3.9	4.2	3.3	3.9	1.8	2.6	2.9	2.3	2.4
			p=.918-	p=.020*	p=.894-	p=.501-	p=.321-	p=.611-	p=.951-	p=.760-	p=.825-	p=.217-
職場の人の話で知った	10	0回	3.5	3.6	3.8	3.6	3.8	1.9	3.0	3.2	2.3	2.9
	5	1回	3.8	3.9	3.4	2.2	3.6	2.0	2.3	2.8	1.6	2.0
	6	2回	4.4	4.4	4.7	3.5	4.5	2.0	3.3	3.5	2.5	2.7
	5	3回	4.9	4.7	4.7	3.9	4.0	2.0	3.2	3.2	2.4	2.2
	5	4回以上	4.7	4.3	4.6	3.1	4.2	1.8	2.4	2.4	2.2	2.8
	31	合計	4.2	4.1	4.2	3.3	4.0	1.9	2.9	3.1	2.2	2.6
			p=.001*	p=.133-	p=.011*	p=.235-	p=.838-	p=.630-	p=.509-	p=.599-	p=.525-	p=.224-

つづき

q7同和問題をはじめて知ったきっかけ		「理解が深まったか否か」	差別解消・行政期待意識	差別解消・理解意識	差別非許容意識	被差別責任否定意識	寝た子を起こすな否定意識	8同和地区出身者かどうか	q6.1同和地区の地域内である	q6.2小学校区が同和地区と同じ区になる	q9.1.1差別されるおそれ意識	q10結婚についての差別予測
テレビ・映画・新聞・雑誌・書籍などで知った	30	0回	3.7	3.6	4.1	3.0	3.5	1.8	2.9	3.1	2.2	2.6
	16	1回	4.1	4.1	4.1	2.9	3.3	1.7	2.1	2.6	1.9	2.4
	16	2回	3.8	4.0	4.5	3.9	4.0	1.9	3.0	3.2	2.0	2.6
	11	3回	3.9	4.0	4.8	4.0	4.6	1.9	2.9	3.5	1.9	2.2
	9	4回以上	3.7	4.4	4.2	2.9	3.7	2.0	2.1	2.4	2.0	2.0
	82	合計	3.8	3.9	4.3	3.3	3.7	1.8	2.7	3.0	2.0	2.4
			p=.736-	p=.159-	p=.125-	p=.015*	p=.051-	p=.140-	p=.098-	p=.251-	p=.727-	p=.365-
インターネット上の情報などで知った	3	0回	3.7	3.8	4.5	3.7	4.7	2.0	2.7	3.3	2.7	3.3
	4	1回	4.3	3.6	4.0	4.0	4.0	2.0	3.3	3.3	2.3	2.5
	1	4回以上	3.7	4.3	5.0	4.0	4.0	2.0	4.0	4.0	2.0	1.0
	8	合計	4.0	3.8	4.3	3.9	4.3	2.0	3.1	3.4	2.4	2.6
自分の身近で部落差別があった	1	0回	2.0	2.0	2.0	4.0	4.0	2.0	1.0	4.0	3.0	1.0
	3	1回	2.7	4.3	4.0	2.5	5.0	1.0	1.3	2.3	2.3	1.3
	4	2回	3.2	4.1	4.0	3.6	4.5	2.0	2.5	4.5	3.0	2.5
	2	4回以上	4.2	4.5	2.8	4.5	5.0	2.0	2.5	2.5	3.0	3.5
	10	合計	3.1	4.0	3.6	3.5	4.7	1.7	2.0	3.4	2.8	2.2
その他	16	0回	3.0	3.3	3.8	3.3	4.2	1.8	2.4	3.2	2.1	2.5
	20	1回	3.6	4.1	4.0	3.2	4.3	1.8	2.2	2.6	2.1	2.2
	21	2回	3.2	3.4	4.2	3.4	3.6	1.8	2.9	3.7	2.1	2.4
	12	3回	3.9	4.0	4.1	3.3	3.6	1.9	2.9	3.5	2.4	2.7
	13	4回以上	3.7	4.1	4.4	4.0	4.4	1.9	3.1	3.1	2.6	1.8
	82	合計	3.4	3.7	4.1	3.4	4.0	1.8	2.7	3.2	2.2	2.3
覚えていない	34	0回	3.6	3.5	3.9	3.3	3.8	1.9	2.7	3.0	2.1	2.7
	10	1回	3.5	3.9	4.3	4.0	4.1	2.0	3.0	3.3	2.8	2.6
	4	2回	3.7	3.9	4.1	4.0	3.8	1.8	2.8	2.8	2.0	2.5
	1	3回	4.3	3.3	4.5	3.5	5.0	2.0	1.0	1.0	1.0	3.0
	5	4回以上	3.6	4.0	4.2	3.3	3.4	2.0	2.8	3.6	2.4	2.6
	54	合計	3.6	3.7	4.0	3.5	3.8	1.9	2.7	3.0	2.2	2.7
			p=.948-	p=.465-	p=.874-	p=.349	p=.572-	p=.478-	p=.646-	p=.330-	p=.007*	p=.964-

＜知見Ⅲ-24＞ 「家族や親せきの話で知った」、「地域の人で知った」、といった部落差別の社会化を経験した人びとにおいて、同和問題学習の理解度が上がるほど、忌避意識が弱くなる傾向にある。ただし、部落差別の社会化を経験していない人びとの忌避意識の弱さまでにはなりにくい。

＜知見Ⅲ-25＞ 部落差別の社会化を経験した人びとにおいて、同和問題学習の理解度が高くなっても、人権意識、懸念意識、忌避意識、差別されるおそれ意識、結婚についての差別予測の変化は限定的である。

＜知見Ⅲ-26＞ 部落差別の社会化を経験した人びとにおいて、同和問題学習によって理解度が高くなっても、懸念意識、忌避意識を十分に弱くする効果をもたらしているとは言えない。

4 懸念意識、忌避意識に影響する諸要因相互のパス解析

これまで、懸念意識、および、忌避意識と関連すると考えられる諸要因について、いずれも2変数間の関連を検討してきました。それでは、懸念意識、および、忌避意識と関連する諸要因は、相互にどのように関連し合いながら、全体として、懸念意識、および、忌避意識に影響しているのでしょうか。また、懸念意識および忌避意識に対して、直接的、間接的にいずれの変数が最も強く関連しているのでしょうか。

この点を確かめるために、懸念意識、および、忌避意識に影響する諸変数のパス図を描いて、パス解析を試みることにします。

まず、分析に用いる変数について概説しましょう。

「年齢」、「学歴」は、質問項目のままです。

「部落差別の社会化経験」は、部落差別を肯定する意識を助長する言葉や行為を、はじめて見聞したきっかけに関する変数です。「部落差別の社会化経験」の中で、「家族や親せきの話で知った」、「学校の同級生などの話で知った」、「自分の身近で部落差別があった」という経験をした場合、他の社会化経験をした場合よりも、また、部落差別の社会化経験がない場合よりも、懸念意識も忌避意識も強い傾向にあることから、ここでの分析では、「家族や親せきの話で知った」、「学校の同級生などの話で知った」、「自分の身近で部落差別があった」場合を、「直接的社会化」1とします。その他の社会化経験については、「間接的社会化」2とし、社会化経験がない場合は、「経験なし」3、同和問題を知らない場合は、「同和問題知らない」4、そして、「無回答」99とコード化しています。

「同和問題理解度」は、同和問題について学習して、理解が深まったという回答がされた回数をカウントし、「0回」0、「1回」1、「2回」2、「3回」3、「4回以上」4、「非該当」88、「無回答」99とコード化しています。

「差別解消・行政期待意識」、「差別解消・理解意識」、「差別非許容意識」、「被差別責任否定意識」「寝た子を起こすな否定意識」は、1～5の順序尺度です。

「結婚差別予測」は、結婚についての差別について、近い将来なくすことができると思うかどうかについて、「現在も残っており、近い将来もなくすことが難しい」1、「現在も差別は残っているが、近い将来なくすことができる」2、「わからない」3、「現在すでに差別はなくなっている」4、「非該当」88、「無回答」99としています。なお、就職についての差別の予測についても設問があるのですが、懸念意識との関連を検討するうえでも、結婚についての差別に関する変数のみを用いることにします。

「差別されるおそれ意識」は、「そう思う」1、「わからない」2、「そうは思わない」3、「同和問題知らない」88、「無回答」99です。

「懸念意識」は、結婚を考える際に、相手が同和地区出身かどうかを気にするかどうかについて、「気にする」1、「気にしない」2、「無回答」99としています。

そして、「忌避意識」については、住宅を選ぶ際に、「同和地区の地域内である」と「小学校区が同和地区と同じ区域にある」場合と強い関連があることがわかっており、変数の数を限定するねらいもあり、「同和地区の地域内である」に限定します。すなわち、住宅を選ぶ際に、同和地区の地域内である物件を、「避けると思う」1、「どちらかといえば避けると思う」2、「わからない」3、「どちらかといえば避けないと思う」4、「避けな

いと思う」5、「非該当」88、「無回答」99としています。

なお、いずれの変数も数値が高いほど人権意識が高いことを意味するように、「部落差別の社会化経験」、「結婚差別予測」、「差別されるおそれ意識」、「懸念意識」、「忌避意識」については、語尾に（逆）を付しておきます。

パス解析においては、回答者の中から、同和問題を知らない人と、いずれかの間に無回答の人を、分析から省きます。

パス図を描く前に、変数相互の単相関係数を求めます。

パス図を描くことに先立って、表Ⅲ-4-1は、変数相互の単相関係数を求めたものです。

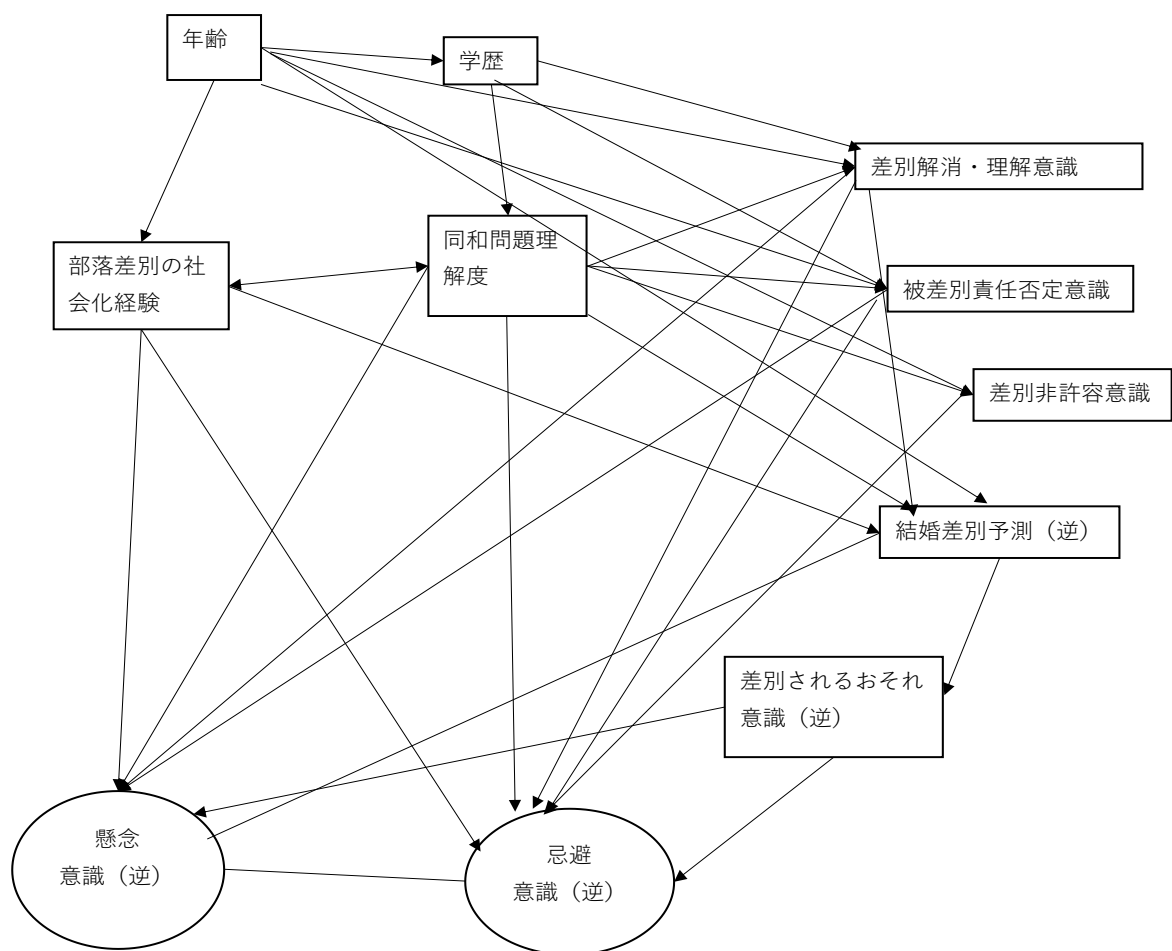
表Ⅲ-4-1 単相関

#NAME?	年齢	学歴	部落差別 の社会化 経験 (逆)	同和問題 理解度	結婚差別 予測 (逆)	差別され るおそれ 意識 (逆)	懸念意識 (逆)	忌避意識 (逆)	差別解 消・行政 期待意識	差別解 消・理解 意識	差別非許 容意識	被差別責 任否定意 識	寝た子を 起こすな 否定意識
年齢	1												
学歴	-.366**	1											
部落差別の社会化経験 (逆)	0.01	-0.077	1										
同和問題理解度	-0.085	.229**	-0.058	1									
結婚差別予測 (逆)	.108*	-0.079	.142**	-.181**	1								
差別されるおそれ意識 (逆)	0.08	-0.02	0.056	0.048	.128**	1							
懸念意識 (逆)	-0.024	0.026	.135**	0.004	.219**	.211**	1						
忌避意識 (逆)	0.026	-0.067	.222**	0.053	.235**	.276**	.416**	1					
差別解消・行政期待意識	.088*	0.024	0.005	.160**	-.091*	-0.084	0.079	.140**	1				
差別解消・理解意識	-.086*	.108*	-0.03	.268**	-.128**	0.038	.137**	.120**	.485**	1			
差別非許容意識	.092*	0.028	0.027	.184**	-0.024	0.052	0.053	.120**	.411**	.330**	1		
被差別責任否定意識	-.187**	.142**	-0.012	.196**	-0.066	0.054	.098*	.100*	0.016	0.049	0.011	1	
寝た子を起こすな否定意識	-.111*	.156**	-0.073	.160**	-.090*	0.041	0.056	0.065	.109*	.323**	.121**	.282**	1

**相関係数は1%水準で有意(両側)です。

*相関係数は5%水準で有意(両側)です。

表Ⅲ-4-1の単相関表において、懸念意識（逆）および反忌避意識（逆）と直接的、間接的に関連が認められる変数に限ってモデル図を描いたものが、図Ⅲ-4-1になります。

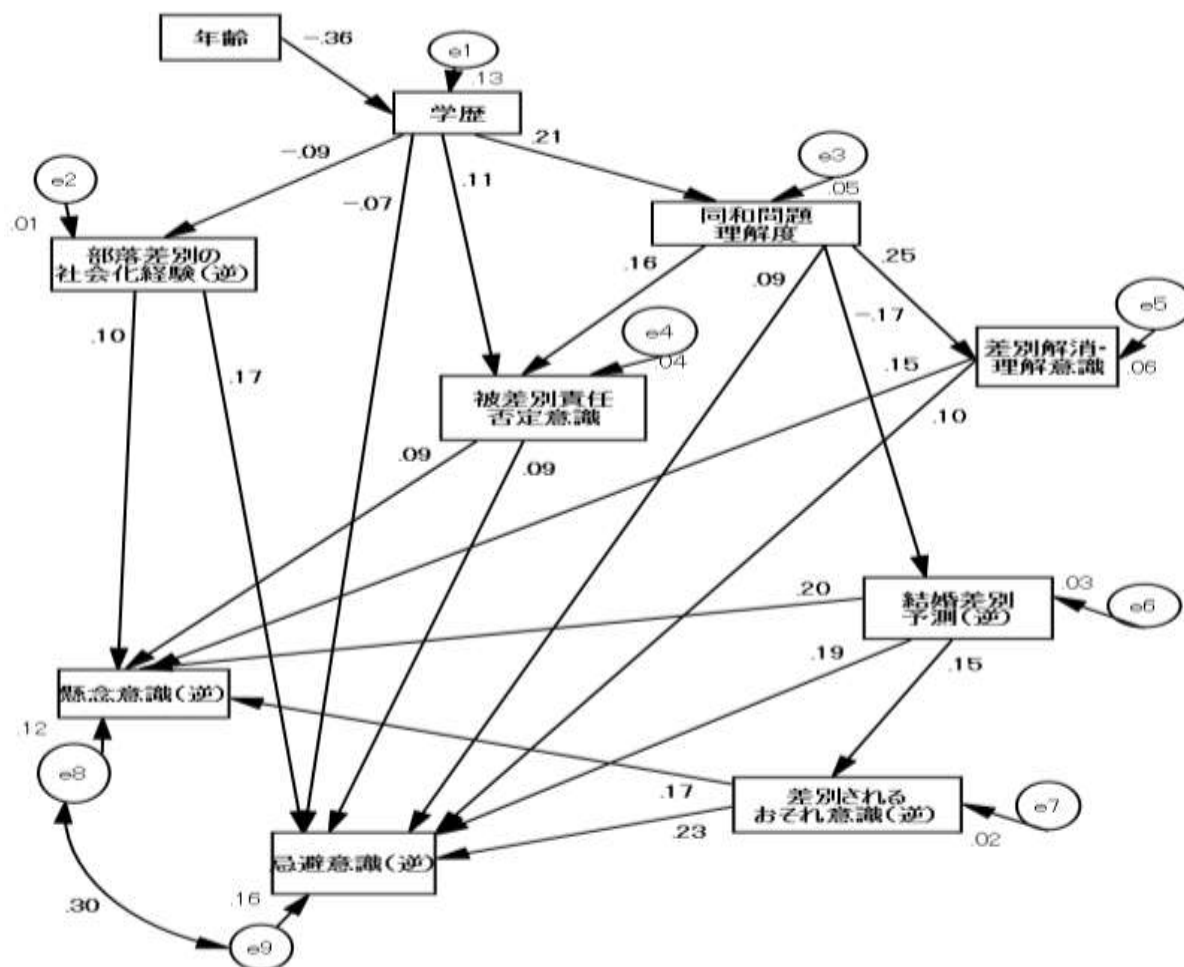


図Ⅲ-4-1 懸念意識（逆）、忌避意識（逆）に関するパスモデル図

図Ⅲ-4-2 は、SPSS の統計ソフト Amos を用いてパス解析を行った結果です。実際には、上記の変数を用いてパス解析を行い、分析における適合度が低い場合に、統計的に関連があるとは言えない変数や矢印を削除して、分析をやり直して、最終的に得られた図です。

対象者数は 555 人です。

ちなみに、パス解析を行う過程で、「差別解消・行政期待意識」、「寝た子を起こすな否定意識」は、「懸念意識」、および、「忌避意識」に対して、有意な関連があるとは言えないことから、最終的な分析では省いています。



図Ⅲ-4-2 懸念意識（逆）と忌避意識（逆）に関するパス解析結果

図中の矢印は、学歴と忌避意識（逆）との関連を除いて、5%水準で有意な関連となっています。数値は標準化係数を示しています。適合度指標は、 $CMIN/DF=1.907$ 、 $CFI=.946$ 、 $RMSEA=.040$ であり、経験的に十分な適合を示していると解釈されます。

図Ⅲ-5-2 について、次のように解釈することができます。

- ① 「懸念意識（逆）」に対して、関連の強いものから順に、「結婚差別予測（逆）」(.20)、「差別されるおそれ意識（逆）」(.17)、「差別解消・理解意識」(.15)、「部落差別の社会化経験（逆）」(.10)、「被差別責任否定意識」(.09)が影響している。
- ② 「忌避意識（逆）」に対して、関連の強いものから順に、「差別されるおそれ意識（逆）」(.23)、「結婚差別予測（逆）」(.19)、「部落差別の社会化経験（逆）」(.17)、「差別解消・理解意識」(.10)、「被差別責任否定意識」(.09)、「同和問題理解度」(.09)が影響している。「学歴」については、5%水準ではないが、逆の関連にある。すなわち、学歴が高いほど、「忌避意識（逆）」は弱くなることを意味している。
- ③ 「差別されるおそれ意識（逆）」には、「結婚差別予測（逆）」(.15)が影響している。
- ④ 「結婚差別予測（逆）」は、「同和問題理解度」(-.17)と逆相関している。すなわち、同和問題の理解度が高いほど、結婚差別は近い将来もなくすことは難しいと考える傾

向にある。

- ⑤ 「被差別責任否定意識」には、「同和問題理解度」(.16)と「学歴」(.11)が関連している。
- ⑥ 「同和問題理解度」には、「学歴」(.21)が関連している。
- ⑦ 「学歴」と「部落差別の社会化経験（逆）」と逆相関しており、「学歴」が高いほど、「部落差別の社会化経験（逆）」は低くなり、部落差別の社会化を経験していることを意味する。
- ⑧ 「懸念意識」と「忌避意識」との関連は、(.30)と、相当に高いと言える。

考察

従来から、筆者は、部落差別の社会化経験によって部落差別意識が形成されると考えてきました。今回のパス解析によると、確かに、部落差別の社会化を経験していない場合には、結婚等の相手が同和地区出身かどうか気にするという懸念意識が低い傾向にあり、また、住宅を選ぶ際に同和地区を避けるという忌避意識が低い傾向にあることが確認されました。このことから、子どもたちが、部落差別の社会化を経験しないように、すなわち、子どもたちに、部落差別を肯定する言動を見聞させたり、部落差別をするように促したり、部落差別を助長するような噂などを教えたりしなければ、懸念意識や忌避意識を身につける可能性は低くなると解釈されます。部落差別の社会化を経験させないということは、部落差別について何も教えないという「寝た子を起こすな」を意味するものではありません。部落差別の歴史、部落差別の実態、差別のメカニズム、人権尊重の意味、部落差別を解消する取組などについて学習することは、人権学習の一環として、差別の理不尽さを学習し、いかなる差別も許さないという人権意識を育むうえで重要であることは言うまでもありません。

また、部落差別は、差別されている人の側に問題があるという考えや部落差別は差別される人びとが解決すべき問題であるという考え方を否定する「被差別責任否定意識」や同和地区の人びとと交流したり、同和地区の人びとの話を聴いたりすることが必要という「部落解消・理解意識」が高いほど懸念意識も忌避意識も低い傾向が認められました。

「忌避意識（逆）」については、まず、学歴と弱い逆の関連があり、学歴が高いほど、「忌避意識（逆）」が弱い傾向を読み取れます。すなわち、学歴が高いほど、住宅を選ぶ際に、同和地区および、校区に同和地区のある地域を避ける傾向にあるということです。

もう1点、重要な点として、「懸念意識（逆）」にも「忌避意識（逆）」にも、「差別されるおそれ意識（逆）」が強い関連のあることがわかります。とりわけ、「忌避意識（逆）」に対して、「差別されるおそれ意識（逆）」は最も強い影響を及ぼしています。そして、「差別されるおそれ意識」に影響を及ぼしている変数は、「結婚差別予測（逆）」、すなわち、結婚等における部落差別は近い将来もなくすことが難しいと考えるかどうかの予測と関連しています。このことは、近い将来も結婚等における部落差別をなくすことは難しいと予測する人びとほど、同和地区や地区出身の人びとと関わると、自分も差別されるかもしれないというおそれを抱く傾向にあるということです。それゆえ、「懸念意識（逆）」や「忌避意識（逆）」につながるということであって、「懸念意識（逆）」に対しては、「結婚差別予測（逆）」が最も強い影響力を有しているのです。

ここで、注意しなければならない点は、「結婚差別予測（逆）」に対して、「同和問題理解度」が逆の関連をしており、「同和問題理解度」が高いほど、「結婚差別予測（逆）」が下がる傾向にあることです。同和問題について学習し、「理解できた」という人びとほど、近い将来、結婚等についての部落差別をなくすことは難しいと予測する傾向にあるということです。

「同和問題理解度」は、一方で、「部落解消・理解意識」や「被差別責任否定意識」を高め、他方では、「結婚差別予測（逆）」でマイナスの影響を及ぼしているという実態が明らかになりました。

これらの結果から、同和問題（部落差別）の学習によって、「理解が深まった」としても、どのような内容について「理解が深まった」のかという点が問われる必要があるということになります。すなわち、同和地区の人びとと交流し、差別されてきた人びとの話を聴くことにより、同和問題の理不尽さを理解すること、同和問題は、差別されてきた人びとの生きづらさを理解し、差別する可能性のある人びとが差別意識をなくすことによって解決できる問題である、といった理解が深まるような学習であること、さらに、同和問題は、差別される人びとと差別する可能性のある人びとの協力によって、近い将来に解決できるというメッセージが伝わるような学習や啓発であることが重要ということになります。

それでは、「部落差別の解決」とはどのような状態をイメージすればよいのか、この点については、当事者団体や個々の当事者の方々、行政関係者、そして、市民一人ひとりのアイデアを出し合いながら、将来展望を描いていくことが期待されます。

とはいえ、ひとつのイメージとしては、同和地区、および、同和地区を含む校区において、同和地区出身の人びとと出身ではない人びととの混住が進み、誰が出身者か出身者でないかといったことが地域生活の中で全く問われることなく、地域全体として住みよい生活環境や人間関係が築き上げられていくような地域ということではないかかと考えます。もちろん、「被差別部落出身」というアイデンティティはどうなるのかという点についても、当事者の方々の思いを尊重することが何よりも重要であると考えます。

ここまで、同和問題に焦点をあてて解決の方途を考えてきましたが、同和問題の解決に向けた取組は、他のさまざまな人権問題の解決のヒントにもなりそうです。

IV 人権上問題と思われる言動についての経験と対応

調査票の中に、「最近 5 年間に人権上問題と思われる言動を受けたり、身近で見聞きしたりした経験」に関する設問があります。最近 5 年間の「人権侵害の被害」とみなすことにします。市民における人権侵害の被害の実態と対応の仕方について、可能な限り詳しく分析することにします。

表は省略しますが、回答者の中で、人権侵害の被害を受けたり、身近で見聞きしたりした経験のある人は 232 人（32.0%）、経験のない人は 429 人（59.1%）、無回答は 65 人（9.0%）です。

表Ⅳ-1 は、人権侵害被害の種類別に、回答者の中に占める人権侵害の被害経験の実態、および、それぞれの人権侵害被害の中に占める、人権侵害被害が自分自身のものか、自分以外のものかという実態を一覧にしたものです。

この集計結果から、回答者の中での人権侵害被害の比率が高いのは、「q13.1.14 パワハラ、アカハラなどのハラスメント」14.3%、「q13.1.1 女性」11.4%、「q13.1.13 新型コロナウイルス感染症」10.2%、「q13.1.2 こども」8.3%などとなります。また、人権侵害の被害が、自分自身だったという比率が高いのは、「q13.1.1 女性」43.4%、「q13.1.14 パワハラ、アカハラなどのハラスメント」39.4%、「q13.1.3 高齢者」38.5%、「q13.1.4 障がいのある人」29.5%、「q13.1.6 外国人」25.5%、「q13.1.8 個人情報」24.4%などとなっています。

ただ、表Ⅳ-1 において、注意すべきは、人権侵害の被害の比率や、自分自身の被害の比率は、あくまでも、回答者に占める比率であり、当事者（あるいは、該当者）に占める人権侵害の被害の比率を示しているわけではないという点です。たとえば、「q13.1.1 女性」の場合、回答者の中の女性 396 人について集計するならば、人権侵害の被害経験は 57 人（14.4%）となり、そのうち、「自分自身」の被害経験は 26 人（45.6%）となり、回答者全体の集計結果と相当に異なっていることがわかります。人権侵害の被害経験については、回答者全体の比率のみならず、当事者（あるいは、該当者）に占める人権侵害の被害の実態を確認する必要があるのですが、市民を対象とした意識調査では、それぞれの当事者（あるいは、該当者）を特定することは、人権上できません。人権侵害の被害経験の比率が低いから重要ではない、あるいは、問題解決に向かっているといった解釈をすることは性急であるということを強調しておきます。

また、人権侵害被害の経験として、いずれの人権問題も、自分自身の被害経験よりも、自分以外の被害経験の比率が高いことがわかります。自分自身の被害経験よりも、自分以外の被害経験の比率が高い人権問題は、順に、「q13.1.5 同和問題」86.2%、「q13.1.12 HIV 感染者、ハンセン病回復者など」85.7%、「q13.1.7 ヘイトスピーチ」81.1%、「q13.1.9 犯罪被害者等」78.6%、「q13.1.11 LGBT などの性的少数者」77.8%、「q13.1.13 新型コロナウイルス感染症」77.0%などとなっています。

表Ⅳ-1 人権侵害の被害経験・自分自身と自分以外

人権問題	合計	人権侵害被害経験	人権侵害被害経験内訳		
			自分自身	自分以外	無回答
q13.1.1女性	726	83	36	45	2
	100.0%	11.4%	43.4%	54.2%	2.4%
q13.1.2こども	726	60	16	41	3
	100.0%	8.3%	26.7%	68.3%	5.0%
q13.1.3高齢者	726	26	10	15	1
	100.0%	3.6%	38.5%	57.7%	3.8%
q13.1.4障がいのある人	726	44	13	30	1
	100.0%	6.1%	29.5%	68.2%	2.3%
q13.1.5同和問題	726	29	4	25	0
	100.0%	4.0%	13.8%	86.2%	0.0%
q13.1.6外国人	726	47	12	33	2
	100.0%	6.5%	25.5%	70.2%	4.3%
q13.1.7ヘイトスピーチ	726	37	7	30	0
	100.0%	5.1%	18.9%	81.1%	0.0%
q13.1.8個人情報	726	41	10	29	2
	100.0%	5.6%	24.4%	70.7%	4.9%
q13.1.9犯罪被害者等	726	14	2	11	1
	100.0%	1.9%	14.3%	78.6%	7.1%
q13.1.10ホームレス	726	7	1	5	1
	100.0%	1.0%	14.3%	71.4%	14.3%
q13.1.11LGBTなどの性的少数者	726	36	7	28	1
	100.0%	5.0%	19.4%	77.8%	2.8%
q13.1.12HIV感染者、ハンセン病回復者など	726	7	1	6	0
	100.0%	1.0%	14.3%	85.7%	0.0%
q13.1.13新型コロナウイルス感染症	726	74	16	57	1
	100.0%	10.2%	21.6%	77.0%	1.4%
q13.1.14パワハラ、アカハラなどのハラスメント	726	104	41	63	0
	100.0%	14.3%	39.4%	60.6%	0.0%
q13.1.15その他	726	10	8	2	0
	100.0%	1.4%	80.0%	20.0%	0.0%

表Ⅳ-2 は、それぞれの人権問題ごとに自分自身の被害体験と自分以外の被害体験に分けて、具体的な被害内容の実態を捉えたのですが、いずれも複数の項目が選ばれています。

「q13.1.1 女性」の人権問題では、自分自身の場合、「q13.2.1 差別的な取扱い」44.4%、

「q13.2.3 差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」44.4%、「q13.2.8 職場や学校などにおけるハラスメント」44.4%、「q13.2.7 配偶者・パートナーなどからの暴力」38.9%が高くなっています。自分以外の場合、「q13.2.3 差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」71.1%、「q13.2.1 差別的な取扱い」55.6%、「q13.2.8 職場や学校などにおけるハラスメント」53.3%、「q13.2.7 配偶者・パートナーなどからの暴力」44.4%と続きます。

「q13.1.2 こども」の人権問題では、自分自身の場合、「q13.2.7 配偶者・パートナーなどからの暴力」43.8%、「q13.2.8 職場や学校などにおけるハラスメント」43.8%、「q13.2.1 差別的な取扱い」37.5%、「q13.2.2 学校、地域における嫌がらせやいじめ」37.5%、「q13.2.3 差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」37.5%などが高くなっています。自分以外の場合、「q13.2.3 差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」53.7%、「q13.2.2 学校、地域における嫌がらせやいじめ」46.3%、「q13.2.5 虐待」43.9%、「q13.2.1 差別的な取扱い」41.5%、「q13.2.7 配偶者・パートナーなどからの暴力」39.0%、「q13.2.8 職場や学校などにおけるハラスメント」39.0%などが高くなっています。

「q13.1.3 高齢者」の人権問題では、自分自身の場合、「q13.2.3 差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」70.0%、「q13.2.8 職場や学校などにおけるハラスメント」70.0%、「q13.2.1 差別的な取扱い」60.0%が高くなっています。自分以外の場合、「q13.2.3 差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」66.7%、「q13.2.1 差別的な取扱い」60.0%がとりわけ高くなっています。

「q13.1.4 障がいのある人」の人権問題では、自分自身の場合、「q13.2.1 差別的な取扱い」61.5%、「q13.2.3 差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」53.8%、「q13.2.2 学校、地域における嫌がらせやいじめ」53.8%、「q13.2.8 職場や学校などにおけるハラスメント」53.8%、「q13.2.2 学校、地域における嫌がらせやいじめ」46.2%、「q13.2.9 プライバシーの侵害」46.2%などとなっています。自分以外の場合、「q13.2.3 差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」73.3%、「q13.2.8 職場や学校などにおけるハラスメント」60.0%、「q13.2.1 差別的な取扱い」43.3%と続きます。

「q13.1.5 同和問題」の人権問題では、自分自身の場合、「q13.2.3 差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」100.0%、「q13.2.1 差別的な取扱い」75.0%、「q13.2.8 職場や学校などにおけるハラスメント」50.0%、「q13.2.9 プライバシーの侵害」50.0%などとなっています。自分以外の場合、「q13.2.3 差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」72.0%、「q13.2.1 差別的な取扱い」60.0%、「q13.2.7 配偶者・パートナーなどからの暴力」48.0%などとなっています。

「q13.1.6 外国人」の人権問題では、自分自身の場合、「q13.2.3 差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」75.0%、「q13.2.1 差別的な取扱い」50.0%、「q13.2.2 学校、地域における嫌がらせやいじめ」41.7%、「q13.2.7 配偶者・パートナーなどからの暴力」41.7%、「q13.2.8 職場や学校などにおけるハラスメント」41.7%などとなっています。自分以外の場合、「q13.2.3 差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」75.8%、「q13.2.1 差別的な取扱い」51.5%、「q13.2.8 職場や学校などにおけるハラスメント」51.5%、「q13.2.2 学校、地域における嫌がらせやいじめ」33.3%などとなっています。

「q13.1.7 ヘイトスピーチ」の人権問題では、自分自身の場合、「q13.2.3 差別的な言動、

誹謗中傷、あらぬうわさ」57.1%、「q13.2.1 差別的な取扱い」42.9%、「q13.2.7 配偶者・パートナーなどからの暴力」42.9%などとなっています。自分以外の場合、「q13.2.3 差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」73.3%、「q13.2.10 インターネットによる人権侵害」46.7%、「q13.2.1 差別的な取扱い」43.3%と続きます。

「q13.1.8 個人情報」の人権問題では、自分自身の場合、「q13.2.8 職場や学校などにおけるハラスメント」60.0%、「q13.2.3 差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」50.0%、「q13.2.9 プライバシーの侵害」50.0%となっています。自分以外の場合、「q13.2.3 差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」65.5%、「q13.2.10 インターネットによる人権侵害」65.5%、「q13.2.8 職場や学校などにおけるハラスメント」51.7%が際立っています。

「q13.1.9 犯罪被害者等」の人権問題では、自分自身の場合、「q13.2.3 差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」100.0%、「q13.2.8 職場や学校などにおけるハラスメント」100.0%となっています。自分以外では、「q13.2.3 差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」72.7%、「q13.2.8 職場や学校などにおけるハラスメント」63.6%、「q13.2.1 差別的な取扱い」54.5%となっています。

「q13.1.10 ホームレス」の人権問題では、自分自身の場合、該当者は1人ですが、「q13.2.2 学校、地域における嫌がらせやいじめ」100.0%、「q13.2.3 差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」100.0%、「q13.2.5 虐待」100.0%、「q13.2.6 暴力行為、脅迫、強要」100.0%、「q13.2.7 配偶者・パートナーなどからの暴力」100.0%、「q13.2.8 職場や学校などにおけるハラスメント」100.0%、「q13.2.9 プライバシーの侵害」100.0%、「q13.2.10 インターネットによる人権侵害」100.0%と、さまざまな人権侵害を被ってきたことがわかります。自分以外の場合、「q13.2.5 虐待」80.0%、「q13.2.2 学校、地域における嫌がらせやいじめ」60.0%、「q13.2.3 差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」60.0%、「q13.2.4 育児や介護の放棄・放任」60.0%、「q13.2.7 配偶者・パートナーなどからの暴力」60.0%などとなっています。

「q13.1.11 LGBT など性的少数者」の人権問題では、自分自身の場合、「q13.2.3 差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」85.7%、「q13.2.1 差別的な取扱い」57.1%、「q13.2.8 職場や学校などにおけるハラスメント」57.1%、「q13.2.9 プライバシーの侵害」42.9%などとなっています。自分以外の場合、「q13.2.3 差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」82.1%、「q13.2.1 差別的な取扱い」57.1%、「q13.2.8 職場や学校などにおけるハラスメント」50.0%、「q13.2.10 インターネットによる人権侵害」50.0%などとなっています。

「q13.1.12 HIV 感染者、ハンセン病回復者」の人権問題では、自分自身の場合は、1人ですが、「q13.2.4 育児や介護の放棄・放任」100.0%、「q13.2.5 虐待」100.0%、「q13.2.7 配偶者・パートナーなどからの暴力」100.0%となっています。自分以外の場合、「q13.2.3 差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」83.3%、「q13.2.1 差別的な取扱い」66.7%、「q13.2.8 職場や学校などにおけるハラスメント」66.7%、「q13.2.9 プライバシーの侵害」66.7%、「q13.2.10 インターネットによる人権侵害」66.7%などとなっています。

「q13.1.13 新型コロナウイルス感染症」の人権問題では、自分自身の場合、「q13.2.3 差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」68.8%、「q13.2.7 配偶者・パートナーなどが

らの暴力」50.0%が際立っています。自分以外の場合、「q13.2.3 差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」59.6%、「q13.2.1 差別的な取扱い」43.9%、「q13.2.10 インターネットによる人権侵害」40.4%などとなっています。

「q13.1.14 パワハラ、アカハラなどのハラスメント」の人権問題では、自分自身の場合、「q13.2.8 職場や学校などにおけるハラスメント」82.9%、「q13.2.3 差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」43.9%が際立っています。自分以外の場合、「q13.2.8 職場や学校などにおけるハラスメント」73.0%、「q13.2.3 差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」58.7%などとなっています。

表Ⅳ-2 人権問題ごとの、具体的な被害内容

被害経験・具体的内容	q13.1.1女性・自分自身被害経験		q13.1.2子ども・自分自身被害経験		q13.1.3高齢者・自分自身被害経験		q13.1.4障がいのある人・自分自身被害経験	
	全体	被害経験	全体	被害経験	全体	被害経験	全体	被害経験
q13.2.1差別的な取扱い	36	44.4%	16	37.5%	10	60.0%	13	61.5%
q13.2.2学校、地域における嫌がらせやいじめ	36	25.0%	16	37.5%	10	40.0%	13	46.2%
q13.2.3差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ	36	44.4%	16	37.5%	10	70.0%	13	53.8%
q13.2.4育児や介護の放棄・放任	36	11.1%	16	18.8%	10	10.0%	13	7.7%
q13.2.5虐待	36	16.7%	16	18.8%	10	30.0%	13	30.8%
q13.2.6暴力行為、脅迫、強要	36	13.9%	16	18.8%	10	20.0%	13	23.1%
q13.2.7配偶者・パートナーなどからの暴力	36	38.9%	16	43.8%	10	20.0%	13	30.8%
q13.2.8職場や学校などにおけるハラスメント	36	44.4%	16	43.8%	10	70.0%	13	53.8%
q13.2.9プライバシーの侵害	36	25.0%	16	25.0%	10	30.0%	13	46.2%
q13.2.10インターネットによる人権侵害	36	5.6%	16	6.3%	10	10.0%	13	15.4%
q13.2.11その他	36	2.8%	16	6.3%	10	0.0%	13	0.0%
q13.2.12答えたくない	36	0.0%	16	0.0%	10	10.0%	13	0.0%
被害経験・具体的内容	q13.1.1女性・自分以外被害経験		q13.1.2子ども・自分以外被害経験		q13.1.3高齢者・自分以外被害経験		q13.1.4障がいのある人・自分以外被害経験	
	全体	被害経験	全体	被害経験	全体	被害経験	全体	被害経験
q13.2.1差別的な取扱い	45	55.6%	41	41.5%	15	60.0%	30	43.3%
q13.2.2学校、地域における嫌がらせやいじめ	45	33.3%	41	46.3%	15	46.7%	30	36.7%
q13.2.3差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ	45	71.1%	41	53.7%	15	66.7%	30	73.3%
q13.2.4育児や介護の放棄・放任	45	11.1%	41	31.7%	15	33.3%	30	13.3%
q13.2.5虐待	45	22.2%	41	43.9%	15	40.0%	30	16.7%
q13.2.6暴力行為、脅迫、強要	45	24.4%	41	24.4%	15	33.3%	30	23.3%
q13.2.7配偶者・パートナーなどからの暴力	45	44.4%	41	39.0%	15	40.0%	30	33.3%
q13.2.8職場や学校などにおけるハラスメント	45	53.3%	41	39.0%	15	46.7%	30	60.0%
q13.2.9プライバシーの侵害	45	26.7%	41	29.3%	15	46.7%	30	26.7%
q13.2.10インターネットによる人権侵害	45	40.0%	41	31.7%	15	33.3%	30	33.3%
q13.2.11その他	45	0.0%	41	0.0%	15	0.0%	30	0.0%
q13.2.12答えたくない	45	0.0%	41	2.4%	15	0.0%	30	0.0%

つづき

被害経験・具体的内容	q13.1.5同和問題・自分自身被害経験		q13.1.6外国人・自分自身被害経験		q13.1.7ヘイトスピーチ・自分自身被害経験		q13.1.8個人情報・自分自身被害経験	
	全体	被害経験	全体	被害経験	全体	被害経験	全体	被害経験
q13.2.1差別的な取扱い	4	75.0%	12	50.0%	7	42.9%	10	30.0%
q13.2.2学校、地域における嫌がらせやいじめ	4	25.0%	12	41.7%	7	14.3%	10	10.0%
q13.2.3差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ	4	100.0%	12	75.0%	7	57.1%	10	50.0%
q13.2.4育児や介護の放棄・放任	4	25.0%	12	8.3%	7	0.0%	10	0.0%
q13.2.5虐待	4	25.0%	12	16.7%	7	0.0%	10	10.0%
q13.2.6暴力行為、脅迫、強要	4	25.0%	12	16.7%	7	0.0%	10	10.0%
q13.2.7配偶者・パートナーなどからの暴力	4	25.0%	12	41.7%	7	42.9%	10	20.0%
q13.2.8職場や学校などにおけるハラスメント	4	50.0%	12	41.7%	7	0.0%	10	60.0%
q13.2.9プライバシーの侵害	4	50.0%	12	33.3%	7	28.6%	10	50.0%
q13.2.10インターネットによる人権侵害	4	0.0%	12	8.3%	7	14.3%	10	30.0%
q13.2.11その他	4	0.0%	12	16.7%	7	14.3%	10	0.0%
q13.2.12答えたくない	4	0.0%	12	0.0%	7	0.0%	10	0.0%
被害経験・具体的内容	q13.1.5同和問題・自分以外の被害経験		q13.1.6外国人・自分以外の被害経験		q13.1.7ヘイトスピーチ・自分以外被害経験		q13.1.8個人情報・自分以外の被害経験	
	全体	被害経験	全体	被害経験	全体	被害経験	全体	被害経験
q13.2.1差別的な取扱い	25	60.0%	33	51.5%	30	43.3%	29	34.5%
q13.2.2学校、地域における嫌がらせやいじめ	25	36.0%	33	33.3%	30	40.0%	29	31.0%
q13.2.3差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ	25	72.0%	33	75.8%	30	73.3%	29	65.5%
q13.2.4育児や介護の放棄・放任	25	4.0%	33	18.2%	30	13.3%	29	17.2%
q13.2.5虐待	25	16.0%	33	12.1%	30	20.0%	29	27.6%
q13.2.6暴力行為、脅迫、強要	25	20.0%	33	21.2%	30	26.7%	29	20.7%
q13.2.7配偶者・パートナーなどからの暴力	25	48.0%	33	27.3%	30	36.7%	29	27.6%
q13.2.8職場や学校などにおけるハラスメント	25	32.0%	33	51.5%	30	36.7%	29	51.7%
q13.2.9プライバシーの侵害	25	16.0%	33	15.2%	30	30.0%	29	41.4%
q13.2.10インターネットによる人権侵害	25	36.0%	33	24.2%	30	46.7%	29	65.5%
q13.2.11その他	25	0.0%	33	3.0%	30	6.7%	29	0.0%
q13.2.12答えたくない	25	0.0%	33	0.0%	30	0.0%	29	0.0%

つづき

被害経験・具体的内容	q13.1.9犯罪被害者等・ 自分自身被害経験		q13.1.10ホームレス・ 自分自身被害経験		q13.1.11LGBTなど性的少数 者・自分自身被害経験		q13.1.12HIV感染者、ハンセ ン病回復者・自分自身被害 経験	
	全体	被害経験	全体	被害経験	全体	被害経験	全体	被害経験
q13.2.1差別的な取扱い	2	50.0%	1	0.0%	7	57.1%	1	0.0%
q13.2.2学校、地域における嫌がらせやいじめ	2	50.0%	1	100.0%	7	14.3%	1	0.0%
q13.2.3差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ	2	100.0%	1	100.0%	7	85.7%	1	0.0%
q13.2.4育児や介護の放棄・放任	2	50.0%	1	0.0%	7	0.0%	1	100.0%
q13.2.5虐待	2	50.0%	1	100.0%	7	14.3%	1	100.0%
q13.2.6暴力行為、脅迫、強要	2	50.0%	1	100.0%	7	14.3%	1	0.0%
q13.2.7配偶者・パートナーなどからの暴力	2	50.0%	1	100.0%	7	28.6%	1	100.0%
q13.2.8職場や学校などにおけるハラスメント	2	100.0%	1	100.0%	7	57.1%	1	0.0%
q13.2.9プライバシーの侵害	2	50.0%	1	100.0%	7	42.9%	1	0.0%
q13.2.10インターネットによる人権侵害	2	50.0%	1	100.0%	7	14.3%	1	0.0%
q13.2.11その他	2	0.0%	1	0.0%	7	14.3%	1	0.0%
q13.2.12答えたくない	2	0.0%	1	0.0%	7	0.0%	1	0.0%
被害経験・具体的内容	q13.1.9犯罪被害者等・ 自分以外の被害経験		q13.1.10ホームレス・ 自分以外の被害経験		q13.1.11LGBTなど性的少数 者・自分以外の被害経験		q13.1.12HIV感染者、ハンセ ン病回復者・自分自身被害 経験	
	全体	被害経験	全体	被害経験	全体	被害経験	全体	被害経験
q13.2.1差別的な取扱い	11	54.5%	5	40.0%	28	57.1%	6	66.7%
q13.2.2学校、地域における嫌がらせやいじめ	11	36.4%	5	60.0%	28	28.6%	6	50.0%
q13.2.3差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ	11	72.7%	5	60.0%	28	82.1%	6	83.3%
q13.2.4育児や介護の放棄・放任	11	9.1%	5	60.0%	28	14.3%	6	16.7%
q13.2.5虐待	11	36.4%	5	80.0%	28	25.0%	6	50.0%
q13.2.6暴力行為、脅迫、強要	11	36.4%	5	20.0%	28	28.6%	6	33.3%
q13.2.7配偶者・パートナーなどからの暴力	11	36.4%	5	60.0%	28	32.1%	6	50.0%
q13.2.8職場や学校などにおけるハラスメント	11	63.6%	5	20.0%	28	50.0%	6	66.7%
q13.2.9プライバシーの侵害	11	36.4%	5	40.0%	28	21.4%	6	66.7%
q13.2.10インターネットによる人権侵害	11	45.5%	5	40.0%	28	50.0%	6	66.7%
q13.2.11その他	11	0.0%	5	0.0%	28	0.0%	6	0.0%
q13.2.12答えたくない	11	9.1%	5	0.0%	28	0.0%	6	0.0%

つづき

被害経験・具体的内容	q13.1.13新型コロナウイルス感染症・自分自身秘技経験		q13.1.14パワハラ、アカハラなどのハラスメント・自分自身被害経験	
	全体	被害経験	全体	被害経験
q13.2.1差別的な取扱い	16	12.5%	41	24.4%
q13.2.2学校、地域における嫌がらせやいじめ	16	12.5%	41	14.6%
q13.2.3差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ	16	68.8%	41	43.9%
q13.2.4育児や介護の放棄・放任	16	18.8%	41	7.3%
q13.2.5虐待	16	25.0%	41	14.6%
q13.2.6暴力行為、脅迫、強要	16	18.8%	41	17.1%
q13.2.7配偶者・パートナーなどからの暴力	16	50.0%	41	19.5%
q13.2.8職場や学校などにおけるハラスメント	16	31.3%	41	82.9%
q13.2.9プライバシーの侵害	16	25.0%	41	14.6%
q13.2.10インターネットによる人権侵害	16	18.8%	41	12.2%
q13.2.11その他	16	12.5%	41	4.9%
q13.2.12答えたくない	16	0.0%	41	0.0%
被害経験・具体的内容	q13.1.13新型コロナウイルス感染症・自分自身秘技経験		q13.1.14パワハラ、アカハラなどのハラスメント・自分以外の被害経験	
	全体	被害経験	全体	被害経験
q13.2.1差別的な取扱い	57	43.9%	63	33.3%
q13.2.2学校、地域における嫌がらせやいじめ	57	33.3%	63	22.2%
q13.2.3差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ	57	59.6%	63	58.7%
q13.2.4育児や介護の放棄・放任	57	15.8%	63	12.7%
q13.2.5虐待	57	22.8%	63	17.5%
q13.2.6暴力行為、脅迫、強要	57	15.8%	63	19.0%
q13.2.7配偶者・パートナーなどからの暴力	57	22.8%	63	28.6%
q13.2.8職場や学校などにおけるハラスメント	57	33.3%	63	73.0%
q13.2.9プライバシーの侵害	57	28.1%	63	23.8%
q13.2.10インターネットによる人権侵害	57	40.4%	63	36.5%
q13.2.11その他	57	3.5%	63	0.0%
q13.2.12答えたくない	57	1.8%	63	0.0%

表Ⅳ-3 は、人権問題ごとの、自分自身が被害を受けた場合の対応の仕方を一覧にしたものです。

人権侵害の被害を受けた人全体について、「抗議、反論した」29.4%、「相談した」14.1%、「訴えた」2.4%、「我慢した」44.7%、「その他」9.4%となっています。

対応の仕方として、「抗議、反論した」比率が高いのは、「q13.1.5 同和問題」50.0%、

「q13.1.7 ヘイトスピーチ」42.9%、「q13.1.6 外国人」41.7%、「q13.1.3 高齢者」40.0%、「q13.1.8 個人情報」40.0%などですが、他の人権問題では、「抗議、反論した」という対応は低くなっています。

逆に、「我慢した」という対応の比率は高く、「q13.1.9 犯罪被害者等」100.0%、「q13.1.12 HIV 感染者、ハンセン病回復者など」100.0%、「q13.1.2 こども」56.3%、「q13.1.1 女性」55.6%、「q13.1.13 新型コロナウイルス感染症」50.0%などとなっています。

表Ⅳ-3 人権問題の被害者による対応の仕方

人権問題	合計	q13.4a対応の仕方				
		抗議、反論した	相談した	訴えた	我慢した	その他
全体	85	29.4%	14.1%	2.4%	44.7%	9.4%
q13.1.1女性	36	22.2%	16.7%	2.8%	55.6%	2.8%
q13.1.2こども	16	31.3%	12.5%	0.0%	56.3%	0.0%
q13.1.3高齢者	10	40.0%	10.0%	0.0%	50.0%	0.0%
q13.1.4障がいのある人	13	30.8%	15.4%	7.7%	46.2%	0.0%
q13.1.5同和問題	4	50.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%
q13.1.6外国人	12	41.7%	8.3%	8.3%	33.3%	8.3%
q13.1.7ヘイトスピーチ	7	42.9%	0.0%	14.3%	28.6%	14.3%
q13.1.8個人情報	10	40.0%	20.0%	0.0%	40.0%	0.0%
q13.1.9犯罪被害者等	2	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
q13.1.10ホームレス	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
q13.1.11LGBTなどの性的少数者	7	14.3%	28.6%	14.3%	28.6%	14.3%
q13.1.12HIV感染者、ハンセン病回復者など	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
q13.1.13新型コロナウイルス感染症	16	25.0%	12.5%	6.3%	50.0%	6.3%
q13.1.14パワハラ、アカハラなどのハラスメント	41	22.0%	19.5%	2.4%	48.8%	7.3%
q13.1.15その他	8	50.0%	0.0%	0.0%	12.5%	37.5%

次の表Ⅳ-4-1 から表Ⅳ-4-16 は、人権問題への対応の仕方と、「問題が解決したかどうか」との関連をみたものです。

表Ⅳ-4-1によると、全体的にみて、「解決した」22.4%、に対して、「解決しなかった」58.8%となっています。

そのような中で、「q13.1.7 ヘイトスピーチ」では、「解決した」42.9%が比較的高いと言えそうです。

対応の仕方と解決したかどうかとの関連では、「抗議、反論した」場合は、他の対応よ

りも「解決した」比率が高くなっており、「q13.1.1 女性」87.5%、「q13.1.2 こども」60.0%、「q13.1.3 高齢者」75.0%、「q13.1.5 同和問題」50.0%、「q13.1.6 外国人」60.0%、「q13.1.7 ヘイトスピーチ」100.0%、「q13.1.8 個人情報」100.0%、「q13.1.11LGBT などの性的少数者」100.0%、「q13.1.13 新型コロナウイルス感染症」50.0%、「q13.1.14 パワハラ、アカハラなどのハラスメント」55.6%などとなっています。

反対に、「我慢した」場合は、大半が解決できていません。

また、「相談した」人びとの場合も、6割程度が「解決しなかった」という結果になっています。「相談した」けれど、「解決しなかった」のはなぜなのか、今後さらに詳細な検討が必要です。

表IV-4-1 人権問題被害者全体における対応の仕方と解決の有無

人権侵害被害者全体		q13.5解決したか				
		合計	解決した	解決しなかった	その他	無回答
q13.4a 対応の 仕方	抗議、反論した	25	48.0%	36.0%	12.0%	4.0%
	相談した	12	33.3%	58.3%	8.3%	0.0%
	訴えた	2	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%
	我慢した	38	2.6%	86.8%	2.6%	7.9%
	その他	8	12.5%	12.5%	75.0%	0.0%
	合計	85	22.4%	58.8%	14.1%	4.7%

表IV-4-2 女性に関する人権侵害被害における対応の仕方と解決の有無

q13.1.1女性		q13.5解決したか				
		合計	解決した	解決しなかった	その他	無回答
q13.4a 対応の 仕方	抗議、反論した	8	87.5%	12.5%	0.0%	0.0%
	相談した	6	33.3%	50.0%	16.7%	0.0%
	訴えた	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	我慢した	20	5.0%	90.0%	0.0%	5.0%
	その他	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	合計	36	27.8%	61.1%	8.3%	2.8%

表Ⅳ-4-3 こどもに関する人権侵害被害における対応の仕方と解決の有無

q13.1.2こども		q13.5解決したか				
		合計	解決した	解決しなかった	その他	無回答
q13.4a 対応の 仕方	抗議、反論した	5	60.0%	20.0%	20.0%	0.0%
	相談した	2	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%
	我慢した	9	0.0%	88.9%	0.0%	11.1%
	合計	16	25.0%	62.5%	6.3%	6.3%

表Ⅳ-4-4 高齢者に関する人権侵害被害における対応の仕方と解決の有無

q13.1.3高齢者		q13.5解決したか		
		合計	解決した	解決しなかった
q13.4a 対応の 仕方	抗議、反論した	4	75.0%	25.0%
	相談した	1	0.0%	100.0%
	我慢した	5	0.0%	100.0%
	合計	10	30.0%	70.0%

表Ⅳ-4-5 障がいのある人に関する人権侵害被害における対応の仕方と解決の有無

q13.1.4障がいのある人		q13.5解決したか				
		合計	解決した	解決しなかった	その他	無回答
q13.4a 対応の 仕方	抗議、反論した	4	25.0%	50.0%	0.0%	25.0%
	相談した	2	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%
	訴えた	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	我慢した	6	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	合計	13	15.4%	69.2%	7.7%	7.7%

表 4-4-6 同和問題に関する人権侵害被害における対応の仕方と解決の有無

q13.1.5同和問題		q13.5解決したか			
		合計	解決した	解決しなかった	その他
q13.4a 対応の 仕方	抗議、反論した	2	50.0%	50.0%	0.0%
	訴えた	1	0.0%	0.0%	100.0%
	我慢した	1	0.0%	100.0%	0.0%
	合計	4	25.0%	50.0%	25.0%

表 4-4-7 外国人に関する人権侵害被害における対応の仕方と解決の有無

q13.1.6外国人		q13.5解決したか			
		合計	解決した	解決しな かった	その他
q13.4a 対応の 仕方	抗議、反論した	5	60.0%	40.0%	0.0%
	相談した	1	0.0%	100.0%	0.0%
	訴えた	1	0.0%	0.0%	100.0%
	我慢した	4	0.0%	100.0%	0.0%
	その他	1	0.0%	0.0%	100.0%
	合計	12	25.0%	58.3%	16.7%

表IV-4-8 ヘイトスピーチに関する人権侵害被害における対応の仕方と解決の有無

q13.1.7ヘイトスピーチ		q13.5解決したか				
		合計	解決した	解決しな かった	その他	無回答
q13.4a 対応の 仕方	抗議、反論した	3	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	訴えた	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	我慢した	2	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%
	その他	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	合計	7	42.9%	14.3%	28.6%	14.3%

表IV-4-9 個人情報に関する人権侵害被害における対応の仕方と解決の有無

q13.1.8個人情報		q13.5解決したか		
		合計	解決した	解決しな かった
q13.4a 対応の 仕方	抗議、反論した	4	100.0%	0.0%
	相談した	2	0.0%	100.0%
	我慢した	4	0.0%	100.0%
	合計	10	40.0%	60.0%

表IV-4-10 犯罪被害者等に関する人権侵害被害における対応の仕方と解決の有無

q13.1.9犯罪被害者等		q13.5解決したか	
		合計	解決しな かった
q13.4a 対応の 仕方	我慢した	2	100.0%
	合計	2	100.0%

表Ⅳ-4-11 ホームレスに関する人権侵害被害における対応の仕方と解決の有無

q13.1.10ホームレス	q13.5解決したか	
	合計	解決しなかった
q13.4a 相談した	1	100.0%
対応の 仕方 合計	1	100.0%

表Ⅳ-4-12 LGBTQ など性的少数者に関する人権侵害被害における対応の仕方と解決の有無

q13.1.11LGBTなどの 性的少数者		q13.5解決したか			
		合計	解決した	解決しな かった	その他
q13.4a 対応の 仕方	抗議、反論した	1	100.0%	0.0%	0.0%
	相談した	2	50.0%	50.0%	0.0%
	訴えた	1	0.0%	0.0%	100.0%
	我慢した	2	0.0%	100.0%	0.0%
	その他	1	0.0%	0.0%	100.0%
	合計	7	28.6%	42.9%	28.6%

表Ⅳ-4-13 HIV 感染者、ハンセン病回復者などに関する人権侵害被害における対応の仕方と解決の有無

q13.1.12HIV感染者、 ハンセン病回復者など	q13.5解決したか	
	合計	無回答
q13.4a 我慢した	1	100.0%
対応の 仕方 合計	1	100.0%

表Ⅳ-4-14 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害被害における対応の仕方と解決の有無

q13.1.13新型コロナウイルス感染症		q13.5解決したか				
		合計	解決した	解決しなかった	その他	無回答
q13.4a 対応の 仕方	抗議、反論した	4	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%
	相談した	2	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	訴えた	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	我慢した	8	0.0%	75.0%	0.0%	25.0%
	その他	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	合計	16	12.5%	62.5%	12.5%	12.5%

表Ⅳ-4-15 パワハラ、アカハラなどのハラスメントに関する人権侵害被害における対応の仕方と解決の有無

q13.1.14パワハラ、アカハラなどのハラスメント		合計	q13.5解決したか			
q13.4a 対応の 仕方			解決した	解決しなかった	その他	無回答
	抗議、反論した	9	55.6%	22.2%	22.2%	0.0%
	相談した	8	25.0%	62.5%	12.5%	0.0%
	訴えた	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	我慢した	20	0.0%	90.0%	5.0%	5.0%
	その他	3	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%
合計		41	22.0%	63.4%	12.2%	2.4%

表Ⅳ-4-16 その他に関する人権侵害被害における対応の仕方と解決の有無

q13.1.15その他		合計	q13.5解決したか		
q13.4a 対応の 仕方			解決した	解決しなかった	その他
	抗議、反論した	4	25.0%	75.0%	0.0%
	我慢した	1	0.0%	100.0%	0.0%
	その他	3	0.0%	0.0%	100.0%
	合計	8	12.5%	50.0%	37.5%

表Ⅳ-5 は、人権侵害被害が、自分以外の場合にどのような対応をしたかについて、人権問題ごとに集計したものです。

人権侵害の被害を見聞して、「いけないことと指摘した」という対応が 20%を超える人権問題はありません。「いけないことと分かってもらおうとした」という対応では、「q13.1.12HIV 感染者、ハンセン病回復者など」33.3%、「q13.1.11LGBT などの 性的少数者」28.6%、「q13.1.14 パワハラ、アカハラなどのハラスメント」27.0%、「q13.1.4 障がいのある人」23.3%、「q13.1.5 同和問題」20.0%、「q13.1.7 ヘイトスピーチ」20.0%などが 20%を超えています。

他方、「q13.1.10 ホームレス」についての対応では、「同調した」20.0%、「何もしなかった」80.0%と、非常に気になる結果となっています。

表Ⅳ-5 人権侵害被害が自分以外の場合の対応の仕方

人権侵害・自分以外の被害経験	q13.4b対応の仕方							無回答
	合計	いけないことと指摘した	いけないことと分かってもらおうとした	相談（通報）した	同調した	話をそらした	何もしなかった	
全体	140	13.6%	20.0%	7.9%	2.1%	7.9%	40.7%	7.9%
q13.1.1女性	45	17.8%	15.6%	2.2%	2.2%	6.7%	46.7%	8.9%
q13.1.2こども	41	17.1%	12.2%	9.8%	7.3%	2.4%	36.6%	14.6%
q13.1.3高齢者	15	13.3%	13.3%	0.0%	6.7%	13.3%	53.3%	0.0%
q13.1.4障がいのある人	30	10.0%	23.3%	0.0%	0.0%	13.3%	46.7%	6.7%
q13.1.5同和問題	25	12.0%	20.0%	0.0%	0.0%	8.0%	52.0%	8.0%
q13.1.6外国人	33	18.2%	18.2%	0.0%	3.0%	12.1%	39.4%	9.1%
q13.1.7ヘイトスピーチ	30	13.3%	20.0%	6.7%	3.3%	6.7%	43.3%	6.7%
q13.1.8個人情報	29	17.2%	13.8%	10.3%	3.4%	3.4%	41.4%	10.3%
q13.1.9犯罪被害者等	11	9.1%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	45.5%	36.4%
q13.1.10ホームレス	5	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	80.0%	0.0%
q13.1.11LGBTなどの性的少数者	28	14.3%	28.6%	10.7%	0.0%	3.6%	39.3%	3.6%
q13.1.12HIV感染者、ハンセン病回復者など	6	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%
q13.1.13新型コロナウイルス感染症	57	12.3%	10.5%	3.5%	3.5%	7.0%	52.6%	10.5%
q13.1.14パワハラ、アカハラなどのハラスメント	63	17.5%	27.0%	4.8%	3.2%	3.2%	34.9%	9.5%
q13.1.15その他	2	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%

まとめにかえて

毎年のように、多くの自治体で、人権に関する市民意識調査が実施されています。しかし、公表されている人権意識調査報告書を見る限り、設問ごとの、単純集計、性別、年齢別等のクロス集計がされているだけという報告書が圧倒的多数を占めています。クロス集計においては、統計的検定がされている例をほとんどみかけません。

本分析においては、人権施策の課題を明らかにすることを目標に、可能な限り詳細な分析を試みました。

- ① 第Ⅰ章では、2010年調査、2015年調査、2020年調査の経年変化について検討しました。市として、長年、人権施策に取り組んでこられていますが、必ずしも、客観的に人権施策の効果を測定することはなされてこなかったのではないのでしょうか。

今回の経年変化の分析では、統計的な有意差検定を行うことで、統計的に有意な変化があったと言えるのかどうか確認しました。今回の分析結果から、それぞれの人権課題について、市としての現状を確認いただくとともに、今後の人権施策の課題を確認していただくことを期待しています。

ちなみに、大阪市は「人権が尊重されるまち」であるかどうかに関する個々の人権課題のうち、ほとんどの人権課題については、2015年調査よりも2020年調査において市民の評価は有意に高くなっています。しかし、「1 男性と女性がともに、仕事や家事、地域での活動に参加し、その個性と能力を十分に発揮できるまちである」のみ、評価が高くなっているとは言えません。

また、2020年において、さまざまな人権課題の中で、「5 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちである」の評価は最も高い反面、「13 ホームレス状態にある人が自立して再び地域社会の中で生活を営めるまちである」の評価が最も低いことがわかりました。

- ② 第Ⅱ章では、さまざまな人権意識の現状と課題を明らかにするために、分析に先立ち、差別に関する人権意識を測るための尺度づくりを行いました。

従来のほとんどの自治体の人権意識調査では、人権意識に関わると考えられる複数の項目を用意して回答を求めることはされているのですが、それらの項目が、果たして、どのような人権意識を測っているのか確認されることなく、1項目ずつ、単純集計、性別、年齢別とのクロス集計のみが行われている場合が少なくありませんでした。

人権意識を測るために、まず、人権意識を測るための尺度を作る必要があります。

筆者は、2015年調査の分析を行った時から尺度作りを試みていたのですが、当時、信頼性の高い尺度を作成することができたとは言えないという課題が残されていました。今回、2010年調査、2015年調査、2020年調査のデータを用いて、尺度化を試みることにより、最終的に、2020年調査データにおいて、信頼性の基準をクリアした尺度を作成することができたと言えます。

人権意識にせよ、差別意識にせよ、複数の要素を含んでいます。今一度、ここに再掲します。

もちろん、以下のような差別に関する人権意識が、人権意識の要素のすべてかどうかにか

については、今後、さらに検討する必要があります。

＜差別解消・行政期待意識＞差別をなくすために行政の努力を期待し、法律で禁止することも必要であるとの意識

- ・差別をなくすために、行政が努力する必要がある
- ・差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要である
- ・差別は法律で禁止する必要がある

＜差別解消・理解意識＞部落差別や差別されている人びとを理解し、自らが差別をなくしていこうという意識

- ・差別問題についてきちんと理解するためには、差別されている人びととの交流を深める必要がある
- ・差別されている人の話をきちんと聴く必要がある
- ・差別意識をなくし人権意識を高めるための啓発や教育を行う必要がある

＜差別非許容意識＞差別したり、差別意識をいだいたりすることは許されないという意識

- ・差別意識をもつことは、許されないものである
- ・差別行為を行うことは、許されないものである

＜被差別責任否定意識＞差別は差別される側の人びとの問題であるとの考え方を否定する意識

- ・差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必要がある・逆
- ・差別の原因には、差別されている人の側に問題があることも多い・逆

＜寝た子を起こすな否定意識＞いわゆる、“寝た子を起こすな”意識を否定する考え方

- ・差別があることを口に出さないで、そっとしておけばよい・逆

③ 上記のような差別に関する人権意識のみならず、人権問題への関心の度合い、結婚等における気になる属性の有無、住宅を選ぶ際に避けるかどうかなど、さまざまな人権意識があることがわかります。基本的属性の違いによる人権意識の違い、人権意識相互の関連などを検討しました。

差別に関する人権意識について経年変化としては改善が認められますが、「被差別責任否定意識」については、他の人権意識よりも低く、さらに改善が期待されます。

人権問題への関心が高いほど、差別に関する人権意識は高い傾向にあるものの、人権問題への関心が高いほど、結婚等の懸念意識が低いとは一概に言えないことがわかりました。しかし、人権問題への関心が高いほど、住宅を選ぶ際の忌避意識は総じて低いことが確認されました。

結婚等において気になる属性として、異質容認度、および、格差容認度の尺度を作成して検討したところ、異質容認度については、基本的属性との間に関連は見られませんでした。しかし、格差容認度については、男性よりも女性、年齢が低いほど、学歴が高いほど、気にする傾向にあることがわかりました。また、異質容認度も格差容認度も、被差別責任否定意識と関連することがわかりました。

- ④ 大阪市の多文化共生の取組についての市民意識を検討するにあたり、多文化共生についての評価を測る尺度を構成しました。「多文化共生好感意識」と、「多文化共生不安否定意識」です。この２種の尺度を用いることで、興味深い傾向を捉えることができました。例えば、学歴が高いほど、「多文化共生好感意識」は高くなるのですが、反対に、「多文化共生不安否定意識」は低くなるのです。

また、「多文化共生不安否定意識」は、被差別責任否定意識と関連が見られ、「多文化共生不安否定意識」が高いほど、結婚に際して、「国籍や民族」を気にする傾向が低く、住宅を選ぶ際に、「近隣に外国人が多く住んでいる」という条件を避けない傾向が認められました。

市における多文化共生の取組として、今後さらに、市民の「多文化共生不安否定意識」をいかに高めるかということが課題であると言えます。

- ⑤ 第Ⅲ章では、同和問題の解決をめざして、部落差別意識に関連する諸要因の解明をめざしました。

- ⑤-1 同和地区出身の人びとや同和地区に対する差別意識をどのように測定するかについて、実際に、市民対象の人権意識調査で捉えることができるのは、１つは、従来から用いられてきたような、同和地区出身の人との結婚を気にするかどうか、認めないかどうかを問う項目で捉える「懸念意識」です。もう１つは、同様に、従来から用いられてきたような、住宅を選ぶ際に、同和地区や同和地区を含む校区を避けるかどうかを問う項目で捉える「忌避意識」です。実は、近年、問題になっている、ネット上での誹謗や中傷の書き込みをするような加害行為の実態について、人権意識調査において捉えることは難しいという限界のあることは押さえておきます。たとえ無記名の調査であっても、「ネット上で誹謗や中傷の書き込みをしたことがあるか」を問う設問が倫理上許されるかどうか疑問であり、たとえ、設問を用意したとしても、正直な回答を得られるとは期待できないからです。

ただ、同和地区出身の人を、結婚相手として懸念する意識を捉える設問や、住宅を選ぶ際に同和地区や同和地区を含む校区を忌避する意識を捉える設問の仕方については、どのような設問の仕方が最も妥当なのかという点については検討の余地があります。

市の調査では、「部落差別の社会化経験」の設問では、「同和問題」について、「部落差別をしたり、部落差別の意識を助長するような言葉や意識を、はじめて知ったのはどういうことがきっかけだったか」となっています。実は、市の調査では、設問数を増やせないことから、断念せざるを得ませんでした。が、「部落差別の社会化経験」については、「そのような話を聞いて、どう思ったか」という態度形成が重要であるという知見が得られています。すなわち、「そのとおりだと思った」という「賛同」するのか、「そういう考えもあるのか」という「容認」するのか、「どうしてそんなことを言うのか」という「疑問」をいadakのか、あるいは、「そのようなことを言うのはおかしい」と「反発」するのかといった違いです。これらの態度形成の違いが、その後の、人権問題学習の効果にも影響し、さらに、懸念意識や忌避意識に影響するということです。市の調査では明らかにできなかった点として補足しておきます。

⑤-2 同和問題（部落差別）についての学習については、「理解が深まった」場合と、「理解が深まらなかった」あるいは「覚えていない」場合とでは、懸念意識や忌避意識の程度が異なることがわかりました。すなわち、同和問題について学習しさえすればよいわけではなく、内容について理解できたかどうかが重要であるということです。また、同和問題学習については、学校教育における学習が必ずしも、理解度が高いとは言えず、自発的な学習のほうが理解度は高い傾向にあることが確認されました。この点については、人権意識の高い人が、自発的に学習しているという解釈も可能かもしれません。

「同和問題理解度」が高いほど、「差別解消・理解意識」や「被差別責任否定意識」が高くなるという効果が確認されました。

しかし、同和問題学習について大きな課題も確認されました。それは、同和問題学習において理解度の高い人びとにおいて、「同和問題は現在も残っているとの印象を受け」ている比率が高いのです。この認知は間違っていないのですが、「同和問題は現在も残っているとの印象を受け」ている人びとほど、結婚にかかわる部落差別は、近い将来もなくすことが難しいと予測する傾向にあるという点です。同和問題学習をすることにより、「同和問題は現在も残っているとの印象を受け」て、「結婚にかかわる部落差別は、近い将来もなくすことが難しい」という理解が深まるのであれば、その人びとが、懸念意識や忌避意識を強める可能性があります。

同和問題学習として期待されるのは、同和問題学習によって、「同和問題は現在も残っているとの印象を受け」ても、「結婚にかかわる部落差別は、近い将来もなくすことが難しい」という予測に繋がるのではなく、同和問題は、みんなの協力によって、近い将来、なくすことができるという希望を持てるような内容であると言えるでしょう。

⑤-3 「部落差別の社会化経験」と「同和問題理解度」との関連について言えば、「部落差別の社会化経験」として、直接的な社会化を経験した人びとは、その後に、同和問題学習によって理解度が高くなっても、懸念意識や忌避意識の程度が、部落差別の社会化経験のない人や部落差別を知らない人のレベルまで改善が見られないという問題を指摘することができます。

また、同和問題学習によって、「理解が深まった」経験をするほど、「差別解消・行政期待意識」、「差別解消・理解意識」、「差別非許容意識」、「被差別責任否定意識」、「寝た子を起こすな否定意識」という差別に関する人権意識の平均値は高くなる傾向にある点を評価しつつ、同和問題学習によって、「理解が深まった」経験を重ねることと、懸念意識、忌避意識と統計的に関連があるとは言えないといった知見を真摯に受け止める必要があります。

さらに、部落差別の社会化を経験した人びとにおいて、同和問題学習の理解度が高くなっても、人権意識、懸念意識、忌避意識、差別されるおそれ意識、結婚等についての差別予測の変化は限定的であるという知見、中でも、懸念意識、忌避意識を十分に低くする効果をもたらしているとは言えないという知見をふまえると、部落差別の社会化の影響の大きさが窺えます。

この点からも、同和問題学習の理解度を高める工夫のみならず、部落差別の社会化へ

の積極的な対応の必要性が示唆されます。

⑤-4 今回、パス解析を試みました。

パス解析によって、これまで、明らかにできていなかったような、「懸念意識」、「忌避意識」の形成メカニズムが見えてきました。

パス解析によって、「同和問題理解度」→「結婚差別予測（逆）」→「差別されるおそれ意識（逆）」→「忌避意識（逆）」が、はじめて確認されました。また、「同和問題理解度」→「結婚差別予測（逆）」→「懸念意識（逆）」も確認されました。

「部落差別の社会化経験（逆）」が、「懸念意識（逆）」にも「忌避意識（逆）」にも影響していることが確認されました。ここからは、推測ですが、親族や友人、近所の人びとが、部落差別を肯定する意識を助長するような言動を、直接的に見聞すると、多くの場合、賛同や容認するように受け止めることで、「懸念意識」や「忌避意識」の形成のきっかけになるものと考えられます。しかも、「懸念意識」も「忌避意識」も、同和問題学習を経験しても、ダイレクトな影響を受けることは確認されなかったのです。

⑤-5 当初、結婚相手等を考える際に、「同和地区出身者かどうか」を「気になる（なったこと）」という回答のみでは、結婚相手として選ばないという判断をするのかどうかはわからず、結婚相手として排除するという「排除意識」とまでは見なせないと解釈していました。しかし、パス解析の結果から、「懸念意識」を、「排除意識」と捉えても差し支えないのではないかと考えています。すなわち、「懸念意識（逆）」と「忌避意識（逆）」との間に、相当に強い関連のあることがわかったからであり、また、「懸念意識（逆）」には、「忌避意識（逆）」と同様に、「結婚差別予測（逆）」、「差別されるおそれ意識（逆）」、「差別の社会化経験（逆）」の影響が確認されたからです。むしろ、「排除意識」を測定するために、設問として、「結婚を考える相手が同和地区出身者とわかったらどうするか」といった、より具体的な問い方をすれば、回答者は身構えてしまって、建前的な回答をするかもしれず、「気になる（なったこと）」と問うほうが、回答者は、あまり身構えることなく、本音で回答しているのではないかと推察されるのです。そうであれば、「排除意識」を捉えるうえで、結婚に関して具体的な態度を問わなくとも、同和地区出身であることが「気になる（なったこと）」かどうかを問うてもさほど変わらないかもしれません。この点については、今後のさらなる検討課題です。

⑥-1 パス解析の結果をふまえて、同和問題に関する今後の人権啓発や人権学習の課題が見えてきたと言えます。

「懸念意識（逆）」および「忌避意識（逆）」を強めるうえで、「差別解消・理解意識」が影響していることがわかりました。すなわち、差別問題を理解するには、差別されている人びととの交流を深めたり、差別されている人びとの話をきちんと聴いたりする必要があるという意識が広がることです。

身近に、だれかが、部落差別をしたり、部落差別の言動をしたりするのを見聞した時に、差別することは相手を傷つけるから良くないと、まわりのみんなで忠告したり、なぜ差別することは良くないのかと話合ったりできるような人権文化を広げることが、人

権啓発や人権学習の今後の重要な課題と言えそうです。

そして、同和地区の人びとと交流し、差別されてきた人びとの話を聴くことにより、同和問題の理不尽さを理解すること、同和問題は、差別されてきた人びとの生きづらさを理解し、差別する側の人びとが差別意識をなくすことによって解決できる問題であるといった理解が深まるような学習であること、さらに、同和問題は、差別されてきた人びとと差別する可能性のある側の人びとの協力によって、近い将来に解決できるというメッセージが伝わるような学習や啓発であることが重要ということになります。同和問題の解決に向けて、市民の努力と協力によって近い将来になくすことができるという希望と、なくすための積極的な取組を広げることが期待されます。

- ⑥・2 今回は、もっぱら、同和問題に焦点をあてて分析しましたが、得られた知見の中で、たとえば、差別に関する人権意識と「懸念意識」、「忌避意識」との関連、差別の社会化と「懸念意識」、「忌避意識」との関連、「人権問題学習」と「懸念意識」、「忌避意識」との関連などに関する知見は、同和問題に限らず、その他の人権課題にも活かせるであろうと考えます。

- ⑦ 第Ⅳ章では、人権侵害の被害者の実態把握を行いました。

人権上問題と思われる言動を受けたり、身近で見聞きしたりした経験を、人権侵害被害とみなし、さまざまな人権問題ごとに被害者の比率、被害の内容、対応の仕方、問題解決の有無などを詳細に検討しました。その結果、1 人の人が複数の人権侵害を被っていたり、特定の人権侵害について、具体的内容が複数であったりする実態が見えてきました。自分自身が人権侵害を受けた場合の対応として、「抗議、反論した」割合は多くないのですが、「抗議、反論した」場合は、比較的高い比率で、問題解決できていることがわかりました。反対に、「我慢した」場合は、大半が、最終的に問題解決しなかったことがわかりました。また、「相談した」人びとの中でも、半数以上が、解決しなかったと回答していることがわかりました。

人権侵害を受けた場合に、「抗議、反論」できればよいのですが、かなりハードルは高いと予想されます。人権侵害を受けた人びとが、我慢することなく、気軽に相談できる人権相談窓口の認知度が高まることにより、救済に繋がることが期待されます。